

平成 20 年度

第 34 回嘉川昭和会総 会

と き：平成 20 年 4 月 17 日（木曜日）

総会

19 時～19 時 40 分

懇親会

19 時 45 分～

ところ：ホテルみやけ

嘉川昭和会

次 第

1. 開会のことば

2. 出席者の確認

3. 会長挨拶

4. 来賓挨拶

5. 皆勤賞

6. 議長選出

8. 議事

- ①平成 19 年度事業報告
- ②平成 19 年度収支決算報告
- ③監査報告及び収支決算の承認
- ④役員改選
- ⑤新旧役員挨拶
- ⑥平成 20 年度事業計画案
- ⑦平成 20 年度予算案の承認
- ⑧その他

9. 閉会のことば

平成 19 年度 嘉川昭和会事業報告

行事月日	種 別	会員参加数	担 当	摘 要
4 月 17 日	総会	24 名	庶務	ホテルみやけ にて総会
5 月 17 日	例会	15 名	庶務	本年度の活動について
6 月 21 日	例会	11 名	厚生	親睦会・ホームページについて
7 月 21 日	事業	14 名	厚生	親睦会 千坊川砂防公園でキャンプ
8 月 23 日	臨時例会	19 名	庶務	家族旅行・ホームページについて
9 月 16 日	事業	14 名	厚生	家族旅行 SL で行く徳佐りんご狩り
9 月 20 日	例会	15 名	厚生	ホームページ・文化祭について
10 月 18 日	例会	15 名	企画	文化祭・三世代について
11 月 3 日	事業	22 名	企画	文化祭参加
11 月 15 日	例会	10 名	企画	三世代・勉強会について
11 月 25 日	事業	11 名	企画	三世代交流ウォークラリー
1 月 17 日	新年会	15 名	企画	すもう茶屋大地
2 月 21 日	事業	15 名	庶務	インターネット講習会
3 月 20 日	例会	9 名	企画	今年度の反省について

--	--	--	--	--

平成 20 年度 各部会活動計画(案)

企画部	部長 長富正昭 副部長 原田直樹
	1. ホームページの活用について 2. オリエンテーションの計画について 3. ボランティア事業の実行について 4. 文化祭参加 5. 三世代交流事業への協賛 6. リーフレットの継続事業
厚生部	部長 田辺 剛 副部長 三輪賢司
	1. 親睦会 2. 研修旅行 3. 新年会
庶務部	部長 石川知明 副部長 小野浩二
	1. 会の運営 2. 例会の開催 案内状の送付 3. 勉強会(講演会)の開催 4. 総会の開催

	5. 例会議事録をホームページに掲載する
--	----------------------

平成 20 年度 月別事業計画（案）

月 日	担 当	摘 要
4 月 17 日	庶 務 部	総 会
5 月 15 日	庶 務 部	例 会
6 月 19 日	企 画 部	例 会
7 月	厚 生 部	親 睦 会
8 月 21 日	庶 務 部	例 会
9 月 18 日	企 画 部	例 会
10 月 16 日	厚 生 部	例 会
10 月	厚 生 部	研修旅行
11 月 3 日	企 画 部	文 化 祭
11 月 20 日	庶 務 部	例 会
11 月	企 画 部	三世代交流事業
1 月 15 日	厚 生 部	新 年 会
2 月 19 日	庶 務 部	勉強会(講演会)
3 月 19 日	企 画 部	例 会

例会予定日（基本）は、毎月（7、12月を除く）
第3木曜日 午後7：30です。

嘉川昭和会会則

（名 称）

第1条 当会は、嘉川昭和会と称する。

（目 的）

第2条 当会は、会員相互の親睦と団結をはかり、営業の繁栄向上と嘉川地区の発展を目的とする。

（会 員）

第3条 （1）嘉川地区内において事業を行う者、又は居住して事業を行う者、及びそれに準ずる者。
（2）会員の年齢は20歳以上とする。

（役 員）

第4条 当会に下記の役員、監査を置く。
会長1名、副会長1名、会計1名、理事（部長）若干名、監査若干名 役員、監査は総会で選出し、任期は1カ年とする。但し再任はさまたげない。

（役員会）

第5条 当会の運営方針その他重要な事項を協議する。
（1）役員は会長が必要に応じ随時招集するものとする、
（2）役員会は必要に応じ会員、その他の出席を求め意見を聞く事ができる。
（3）役員会の協議の経過及び結果は議事録に記載する。

（顧 問）

第6条 当会は顧問を若干名置く事ができる。

（総 会）

第7条 定時総会は毎年4月に開催するものとする。臨時総会は会長が必要と認めた場合これを招集する事ができる。
（1）総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は役員会協議決定する。
（2）総会の議長は会長がこれに当たる。場合によっては別に選出する。
（3）総会の決議事項は会員の2／3を以て決定する。
（4）総会における議事の経過の要綱及び、その結果はこれを議事録に記載し議長が記名捺印する。

（例 会）

第8条 月例会は会運営のため毎月1回開催する。月例会の議事の経過及び結果は議事録に記載する。

（会 費）

第9条 会員は会繁栄上必要な経費（会費）を負担するものとする。会費は月額 3、500 円

とする。

(新会員)

第 10 条 新たに会員になる者は、1 名以上の会員の推薦により役員会の承認を要す。

(監 査)

第 11 条 監査は当会の運営及び財産の状況を調査し、年 1 回の総会前にその職務を行う。

(事務局)

第 12 条 当会の事務局は会長宅に置く。

(会計年度)

第 13 条 会計は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会の性格)

第 14 条 当会は政治、宗教等の諸団体に属さない。

付 則

慶弔に関する細則

会員の福利厚生で慶弔に関する金額は次の通りとする。

1. 会員が結婚した時……………10、000円
2. 会員の配偶者が出産した時……………5、000円
3. 会員が自ら住居又は営業用のために家屋、店舗を新築並びに購入した時・5、000円
4. 会員が疾病のために入院又は自宅療を7日以上続けた時……………5、000円
5. 会員が死亡又は不慮の災害を受けた時
 - (イ) 死亡の時……………10、000円
 - (ロ) 不慮の災害の時……………5、000円
6. 以上の外必要と認めた時、之を決定し役員会にて報告する。

平成20年度 嘉川昭和会 組織図(案)



